

平成 29 年 4 月 1 日より

マスター資格制度の変更のご案内

不動産証券化協会では、不動産投資市場の更なる拡大に向けた優秀な人材確保の観点から、主に以下の項目についてマスター資格制度を変更することいたしました。

マスターの皆様にとって、特に「継続教育の 2 回目の警告の取り扱いの変更と資格喪失」は資格の維持にかかわる非常に重要な内容です。本紙により、変更の趣旨、内容を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

- 制度変更 1 継続教育の「2回目の警告」の取り扱いの変更と資格喪失
 - 2 出産、育児に伴う休職・離職を理由とした資格登録の一時停止
 - 3 資格の再認定制度の導入
 - 4 更新審査の要件変更、欠格事由の追加

制度変更 1 継続教育の「2回目の警告」の取り扱いの変更と資格喪失

マスター資格制度では、マスターに継続教育の受講を義務付け、マスターとしての能力の維持・向上のため、専門知識の習得等、能力の研鑽を求めています。この制度趣旨に則り、継続教育の受講（30 ポイント／1 年度）を徹底するため、以下のように 2 回目の警告の取り扱いと資格喪失に関する制度を平成 29 年 4 月 1 日より変更いたします。変更の趣旨、内容を十分ご理解頂き、今後とも積極的に継続教育を受講いただきますようお願いいたします。

なお、この変更に伴い、知識要件（継続教育の受講状況）が資格更新の要件ではなくなり、更新審査では倫理行動要件のみ審査されることになります。

①継続教育では 1 年度に 30 ポイントの取得は必須

制度の変更後もこれまでと同様、1 年度ごと（4/1～翌年 3/31）^(※1) に 30 ポイント分の継続教育の受講（取得）が必要です。1 年度に取得したポイントが 30 ポイントに満たなかった場合には、年度末日時点に当協会から「警告」が発せられます。

※1 今後、この 1 年度の期間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間）を「ポイント計算期間」と呼びます。

②「2回目の警告」を受けると翌年度末に資格喪失（変更点）

変更後の制度では、5 年ごとの受講管理期間^(※2) のうちに警告を 2 回受けてしまうと、「2 回目の警告」を受けた年度の翌年度末日（3/31）に資格を喪失することとなります。

ただし、「2 回目の警告」を受けた年度の翌年度末までに 60 ポイント^(※3) に相当する継続教育を受講することで、「2 回目の警告」が取り消すことができ、その後もマスターとして資格を継続することができます。^(※4) なお、「2 回目の警告」を取り消すことができるのは、受講管理期間（5 年間）のうちに 1 回限りです。

※2 今後、警告数を累積でカウントする 5 年間（認定又は更新から 5 年ごと）のことを「受講管理期間」と呼びます。

期間の考え方はこれまでの「更新審査対象期間」と同一です。

※3 「2回目の警告」を受けた年度に取得していたポイント数にかかわらず、60 ポイント（警告年度分＋当該年度分として）の取得が必要です。

※4 新たな制度では、継続教育の受講状況は更新審査とは別に管理されます。したがって、受講管理期間の5年度目に「2回目の警告」を受けた場合であっても、次の受講管理期間の1年目である翌年度末までに60ポイントを取得することで「2回目の警告」が取り消され、資格は継続します。ただし、この場合でも5年ごとの更新審査は行われますので、更新審査で更新が認められなければ資格を喪失することになります（更新審査については制度変更4をご覧ください）。

③「2回目の警告」の取消は5年間で1回限り、さらに「警告」を受けると資格喪失（変更点）

「2回目の警告」を取り消すことができるのは、受講管理期間（5年間）のうちに1回限りです。したがって、2回目の警告を受けた翌年度末日までに60ポイントを取得して「2回目の警告」を取り消したとしても、同じ受講管理期間（5年間）のうちに再び「警告」を受けた場合（実質的には「3回目の警告」となる）には、その時点で資格を喪失します。

なお、平成28年度末日時点において、すでに「2回以上の警告」を受けている方は、後述の＜移行措置＞をご確認ください。

〈まとめ〉

以上の①～③でご説明したように、これまでの制度では「2回目の警告」を受けると、その時点で次の資格更新（最大3年後）が出来ないことが決まるものの、次の更新審査の結果が発表されるまでの数年間、マスターとして資格を継続することができました。

しかし、変更後の制度では、「2回目の警告」を受けた翌年度末日に、原則として資格が喪失することになります。ただし、受講管理期間の5年間に1回限り、「2回目の警告」を受けた翌年度末日までに60ポイントを取得することにより、遡って前年度の「2回目の警告」を取り消すことができ、その後も資格を継続することができます。

この制度変更のメリットとしては、これまで異動などをきっかけに、継続教育の受講を失念し、2回目の警告を受けてしまう方もいらっしゃいましたが、この制度変更により、受講管理期間（5年間）に一度限り、復活のチャンスが与えられたということになります。

〈制度変更に対する移行措置〉

※ **別添** の資料をあわせてご確認ください。

(1) 平成29年4月1日時点において、すでに「2回以上の警告」を受けているマスターは、平成29年4月の更新審査対象の方を除き（後述②参照）、平成29年4月1日時点で属している受講管理期間（制度変更前の「更新審査対象期間」と同一の5年間）の満了までは今般の制度変更による資格喪失の対象とはならず、年間登録料の納入を条件に、資格を継続することができます。ただし、すでに資格の喪失が決定している状態ですので、マスターの継続を希望される場合は、再認定制度（制度変更3、当案内4ページ～）をご利用ください。

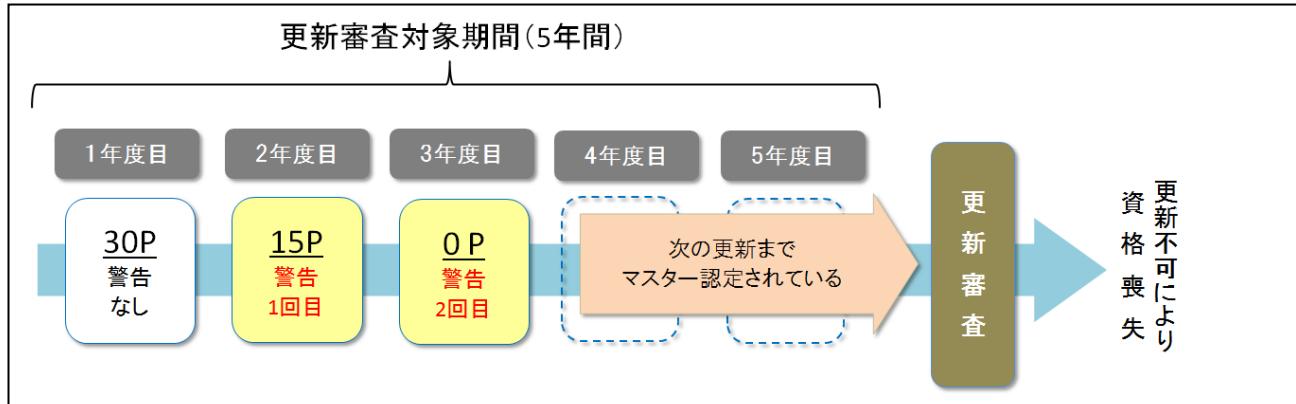
(2) 平成29年4月の更新審査を受ける平成19年（2007年）、平成24年（2012年）の資格認定者の方については、今回の更新審査の対象期間が平成24年度～平成28年度の5年間となりますので、変更前の制度に則り更新審査を実施いたします。したがって、平成28年度末（平成29年3月31日）時点で警告を2回以上受けている方は「更新不可」となり、更新審査の結果が発表される5月15日付で資格を喪失します。再度マスターになることを目指される場合には、制度変更3の**再認定制度**をご利用ください。

平成27年度までに警告を1回受けてしまっている方は、平成28年度末（平成29年3月31日）に2回目の警告を受けないようにご注意ください。

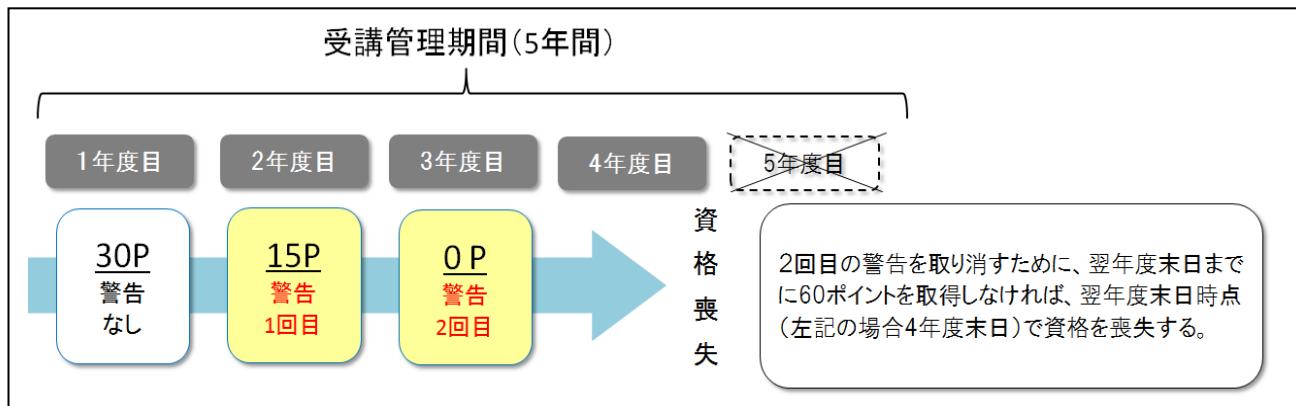
<警告による資格喪失の例>

※ **別添** の資料をあわせてご確認ください。

■制度変更前（平成 29 年 4 月実施の更新審査まで）



■制度変更後以降（平成 29 年度以降）に2回目の警告を受けた場合



制度変更2 出産、育児に伴う休職・離職を理由とした資格登録の一時停止

登録の一時停止とは、所定の手続きにより、マスターの登録（資格認定）を一定期間停止する措置のことです。これまで申請により一時停止が認められるケースは、長期療養に限られていましたが、新たに、出産、育児に伴う休職・離職も一時停止の理由として認められることになりました。

本人からの申請により、当協会に一時停止が許可された場合には、最長で育児の対象となるお子さんが 3 歳となる日の属する年度末まで、登録の一時停止が認められます。

一時停止の解除（マスターへの復帰）には、停止期間が終了するまでに解除の申請とその要件を満たすことが必要です（解除の要件は下表をご参照ください）。なお、要件を満たさなかった場合には資格を喪失することになりますので注意が必要です。

登録の一時停止

マスター認定者は、以下に該当した場合には、登録の一時停止を申請することができます。

- ① 長期療養
- ② 出産、育児に伴う休職・離職 <制度変更により、該当事由に追加>

上記のほか、マスターの欠格事由（破産者、成年被後見人、被保佐人）に該当した際（申出義務）、当協会は、そのマスターを一時停止することができます。

一時停止制度の内容

一時停止の該当事由	① 長期療養 ※欠格事由（規則第 11 条）への該当も同一	② 出産・育児に伴う休職、離職 <small>注 1</small>
一時停止期間	事由が消滅するまで	最長で、子が 3 歳となる日の属する年度末まで
称号の使用	マスター（アソシエイト）を名乗ることはできません	
年間登録料の納入	不要です	
継続教育の受講	不要です	
処分（規則 24 条）	対象になります	
更新審査	対象になりません	
解除の要件 <small>注 2</small> (復帰の要件)	〈停止期間が 3 年未満〉 →3OP に相当する継続教育の受講 〈停止期間が 3 年以上〉 →6OP に相当する継続教育の受講	〈停止期間に関わらず〉 →3OP に相当する継続教育の受講
一時停止を認められた方が資格は喪失するケース	一時停止の事由が消滅しているにも関わらず、正当な事由なくその旨を申し出ず、一時停止の解除をしなかった場合	・一時停止が可能な期間の満了前に解除の申請をしなかった場合 ・一時停止の解除の申出をしたにも関わらず、解除の要件を満たさなかった場合

注 1 休職は原則として通算 1 年以上の産前・産後休暇、育児休暇の取得を前提としています。

注 2 解除の要件を満たすために参加する有料の研修会の受講料は本人負担となります。また、登録の一時停止の解除後は、復帰した日が属する年度分の 30 ポイントを取得する必要があります。

一時停止の申請について

登録の一時停止の申請を希望する場合には、まずは ARES CAMPUS マイページ、「[各種申請用紙・資料](#)」に掲載の「登録の一時停止制度に関するご案内」をよくご確認ください。

登録の一時停止の事由に該当し、一時停止の申請を希望する場合には、マスター本人（又は親族等の代理人）は、マスター資格制度事務局までご連絡ください。該当事由、状況等をヒアリングのうえ、申請書をお渡しいたします。あわせて申請に必要な添付書類等をご案内いたします。

※申請に必要な書類の例については ARES CAMPUS マイページの「各種申請用紙・資料」内にアップロードされている「登録の一時停止制度に関するご案内」をご確認ください。
申請の受付は平成 29 年 4 月 1 日以降となります。

制度変更3 資格の再認定制度の導入

これまで、過去に資格を喪失した方が再びマスターになることを希望される場合は、マスター養成講座をコース1とコース2を新規で受講し、修了する必要がありましたが、再認定制度の導入により、再認定試験受験コースを受講し、再認定試験（コース1修了試験の一部科目免除）に合格すれば、再びマスターとして認定を受けることが可能となりました。

制度の詳細や平成29年度再認定試験受験コースの実施概要はマスター資格制度Webサイトの[再認定制度のページ](#)にてご確認ください。

再認定制度について

〈再認定試験〉

受験対象者：過去にマスター・アソシエイトの認定を受けていた方（現在は資格を喪失している方）^(※1)

実施時期：毎年10月下旬の日曜日（養成講座コース1修了試験と同日、同会場で実施します）

*平成29年度は10月22日（日）実施

試験科目：養成講座コース1の102、103、105科目（101、104科目は免除）

合格基準：再認定試験の合格には、3科目の合計得点が、不動産証券化協会が当年度の再認定試験の合格基準点と決定した点数以上であり、かつ各科目の得点が一定基準を満たしていること

合格発表：11月初旬^(※2)

※1 平成29年4月1日時点において、すでに2回以上の警告を受けているマスター（平成29年4月更新対象者除く）は、特例として、年間登録料の納入を条件にマスターでありながら再認定試験を受験することができます。

※2 合格者は再認定申請書を提出し、翌年4月に行われる再認定審査を受けた後、当会の理事会にて再認定が決定されます（翌年5月に認定者として公表）。再認定試験の合格後すぐにマスターの再認定を受けられるわけではありませんのでご注意ください。

〈再認定試験受験コース〉

再認定試験を受験するためには再認定試験受験コースの受講が必要です。

受講料：19,440円（8%消費税込）

*試験受験手数料のほか、教材費（テキスト、問題集）、Web講義受講料を含む。

申込：マスター資格制度専用Webサイト（<http://www.ares-campus.ares.or.jp/>）にて申込受付

*平成29年度は平成29年4月20日（木）10時～7月28日（金）17時まで受付予定

〈再認定審査〉

再認定試験に合格した方は、再認定申請書を提出し、翌年4月に行われる再認定審査において以下の要件等を満たせばマスターに再認定されます（以前の認定番号は引き継がれません）。

- ① 知識要件（再認定試験の合格）
- ② 倫理行動要件（マスター職業倫理規程等の遵守誓約書の提出）
- ③ 再認定の欠格事由に該当しないこと

資格を喪失した時点で、アソシエイトであった方でも、再認定申請の時点で2年間の実務経験を満たす方は、実務経験審査（実務経験証明書の提出が必要）において実務経験要件の充足が認められれば、マスターとして認定を受けることができます。

制度変更 4 資格更新の要件の変更、欠格事由の追加

・更新審査の要件変更

これまで、資格の更新審査では次の2つの要件を審査していましたが、「制度変更1」により、継続教育の受講状況を更新審査とは切り離して管理することになりますので、平成30年（2018年）4月以降に実施する更新審査では、②の「倫理行動要件」のみを審査することとなります。

※平成29年4月に実施する更新審査は2ページの＜移行措置（2）＞の記載のとおり、以下の2要件を審査いたします。

- ①更新の知識要件（継続教育の受講状況）
- ②更新の倫理行動要件（倫理行動モニタリングやピアレビューの結果）

・欠格事由の追加

社会の要請に応じ、マスターの欠格事由に以下の規定（第11条第1項第5号）を追加しました。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定の暴力団員又は同号に規定の暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

＜マスター資格制度規則第11条（マスターの欠格事由）＞

（マスターの欠格事由）

第11条 本協会は、認定審査に当たり、申請者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、マスターの認定を行わない。

- （1）禁固刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- （2）申請の日以前5年以内に、不動産取引又は金融取引等に関して著しく不適当な行為をした者
- （3）破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- （4）成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定の暴力団員又は同号に規定の暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （6）資格の取消し処分を受けた日から5年を経過しない者
- （7）資格の剥奪処分を受けた者
- （8）その他本協会の認定審査において不適当と認められた者

2 マスターは、前項第1号から第5号のいずれかに該当した場合、該当したことを知った日、又は該当した事実が確定した日から30日以内に、欠格事由に該当した旨と内容を本協会へ申し出なければならない。

ARES マスター資格制度事務局

TEL 050-3816-3695

（受付時間 10：00～17：30 土日祝日除く）

*マスターのメールでのお問い合わせは、ARES CAMPUS にログイン後、右メニューの「お問い合わせ」よりお願いいたします。